

令和6年10月2日

令和5年度（前期）ビジネス・キャリア検定試験の試験問題の不成立について

令和5年10月1日実施の令和5年度（前期）ビジネス・キャリア検定試験「2級人事・人材開発」の試験問題において、下記のとおり、不成立となる問題がありましたので、お知らせいたしますとともにお詫び申し上げます。

記

1. 該当問題

問題15 表彰・懲戒制度設計に関する記述として適切なものは、次のうちどれか。

- ア. 表彰・懲戒は、企業と従業員間の支配・被支配関係に基づく企業秩序を維持するための企業側の措置というより、労働契約の履行・不履行に対する企業側の措置といえる。
- イ. 表彰は、労働基準法第89条に基づく就業規則への相対的必要記載事項であることから、表彰制度が存在するのであれば、その種類・程度のほか、報奨の内容を就業規則に明記しなければならない。
- ウ. 表彰は、制度としての透明性や運用上の透明性を確保する必要があるが、表彰審査の過程を社員に報告することや審査理由を明らかにすることは有効ではない。
- エ. 懲戒の種類は、軽いものから重いものへの順で、戒告・譴責(けんせき)、出勤停止、減給、降格、諭旨解雇、懲戒解雇などが考えられるが、就業規則上は各処分の具体的な内容や程度までを明確にしなければならない。
- オ. 一事不再理（二重処分禁止）の原則とは、ある行為を違反行為として懲戒処分を科した場合は、その行為に関して、別の理由をもって再び懲戒処分を科することはできないことを意味する。

(正解：オ)

2. 不成立の内容及び対応

選択肢エについては、懲戒の種類は軽いものから重いものへの順として「戒告・譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇、懲戒解雇」と一般的に解されているところ、「出勤停止」と「減給」の順序が逆であることから不適切としています。しかしながら、標準テキストにおいて、選択肢エに挙げた順序と同様の順序で表記をしており、この表記自体が誤っていたことから、当該問題を不成立とすることといたしました。

この結果、当該試験を受験された方のうち、13人が追加合格となります。(対象者には個別にお知らせ申し上げます。)

なお、標準テキストの表記の誤りについては、発刊元である社会保険研究所HPに訂正表を公開済みです。